

令和元年度第5回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年8月20日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和元年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和元年8月20日(火) 午後2時02分

3. 閉 会 日 時 令和元年8月20日(火) 午後2時31分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

8番 中野渡 稔 君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第27号	農地の転用事実に関する照会について

- 報告第28号 農用地利用配分計画の認可について
議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第32号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第33号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第35号 公売買受適格者の証明について

8. 議事録署名委員

15番 杉山秀明君 16番 中野均君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	山崎和也	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椛木信人	事務局主査	吉田武範

10. 書 記

事務局主査 椛木信人

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、8番 中野渡 稔 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年8月6日に告示招集、8月13日に付議事項追加告示いたしました、令和元年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 杉山 秀明 委員、16番 中野 均 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第25号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページ、3ページは、農地法によるもので、今後は、21番は基盤法による売買予定、22番は貸借予定、23番は売買予定、24番は贈与予定です。4ページは、中間管理事業によるもので、今後は、12番から14番まで全て再契約予定、12番と13番は、協力金ありです。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第26号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから9ページになります。今回は14件で、43番は遺贈、その他は全て相続による取得です。あっせんの希望はありません。34番は農地として管理、現況の一部は雑種地、35番は農地として管理、36番は農地として管理、現況の一部は山林、37番、38番は自ら耕作、39番は賃借中、現況の一部は宅地、40番は農地として管理、現況の一部は山林、41番は賃借中と農地として管理、現況の一部は宅地、42番、43番は農地として管理、44番は農地として管理と自ら耕作、現況の一部は宅地、45番は農地として管理と自ら耕作、現況の一部は山林、46番は農地として管理と自ら耕作、47番は賃借中です。なお、相続を受けた農地の一部が、農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いいたします。報告第27号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会件数は7件8筆で、現地調査は8月6日に実施し、法務局への回答は、19番から21番は8月15日、22番から25番は8月7日に行っております。19番は、さつき幼稚園の東側です。昭和43年建築の住居が建っていることから非農地と回答。20番は、南吾郷町内会館から南に約220メートル先です。昭和56年建築の住居が建っていることから非農地と回答。21番は、小さな森保育園から西に約280メートル先です。昭和46年に貸家建築で転用許可済みだったが、事業者が高齢者で事業実施が見込まれないこと、許可用途の変更も原則認められること、駐車場として相当な期間が経過していることなどから非農地と回答。22番は、国道4号沿いやマト運輸十和田支店の南側です。平成5年に分筆された転用した駐車場と隣接しており、農

地台帳及び税務課も、現況雑種地と認定していることから非農地と回答。23番は、国道4号線沿いみちのく自動車から北西に約400メートル先です。①②共に、周辺を山林に囲まれた沢地で灌木が繁茂し、平成30年度農地パトロールでも荒廃農地B判定となっていることから非農地と回答。24番は、県道上野十和田線沿いの株式会社大阪の西側です。一部碎石が敷かれ、農地として相当な長い期間、利用されていないと推測されることから非農地と回答。なおこの土地は、平成30年9月総会で転用承認されたが、その後、転用事業者の別所在地に違反転用が発覚し、転用申請は県で審査保留中、今回の地目変更申請が認められたのち、転用申請の取下げを予定しています。25番は、両泉寺集会所から東に約150メートル先です。築数十年経過している畜舎兼物置が建っており、税務課も平成30年に宅地認定していることから非農地と回答。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第28号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。令和元年度第2回総会議案第10号及び令和元年度第3回総会議案第19号で承認されたものです。農地利分計画の認可日は令和元年7月16日及び8月7日です。全47件が新規になります。13ページから16ページです。賃借権の合計は、13件、45筆、119,457平方メートルです。期間は、2年が1件、3年が3件、5年が2件、6年が2件、9年が1件、10年が3件、20年が1件です。17ページから25ページです。使用貸借の合計は、34件、124筆、320,592.51平方メートルです。期間は、1年が1件、5年が6件、6年が2件、10年が25件です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は、箕輪班長、甲田委員、小川委員の3名です。8月6日に

現地調査及び市役所別館 3 階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第 3 1 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）26 ページをお願いいたします。議案第 3 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、27 ページから 31 ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5 番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第 3 条の許可に関する報告をいたします。今回の 3 条申請は合計 15 件で、このうち所有権移転が 10 件、賃貸借設定が 3 件、使用貸借による権利の設定が 2 件となっています。まず、所有権移転ですが、27 ページの申請番号 35 番から 29 ページの申請番号 41 番までは、相手方要望による売買です。30 ページの申請番号 42 番から 44 番までは贈与で、42 番は別世帯の親から子へ、43 番は子の妻へ、44 番は親戚へ、それぞれ贈与です。31 ページは貸借です。申請番号 28 番から 30 番までは賃借で、31 番と 32 番は使用貸借です。それぞれ労力不足又は相手方要望により貸借します。これらの申請のうち、今月は新規就農が 3 件あります。29 ページの申請番号 41 番は、既に所有している農地に加えて、今回の売買により農地を取得し、農業を開始するものです。31 ページの 29 番と 30 番は借人が同一で、賃借権を設定して農地を借り受けます。32 番は、使用貸借により農地を借り受けますが、この農地のほかに中間管理事業で農地を借りており、合わせて 5 反歩を超えることから新規就農の対象となります。これら新規就農の 3 件については、営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の 35 番から 44 番までと、賃借の 28 番から 32 番までについての農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されて、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、どうぞ。

委員（杉山秀明君） 15番杉山です。39番ですが、台帳も現況も田んぼになっていますが、確認しに行ったから田んぼだと思いますが、この人の土地改良区の賦課金の滞納はどうですか。滞納なしですか。

農地係長（越田守君） 賦課金の滞納等の有無については、確認はしておりません。

委員（杉山秀明君） はい、わかりました。では、この周辺の田んぼのたぶん一部になるかと思いますが、水路が崩壊するとか、病気のおかげで実際の田んぼも崩れるとかそういった現場はなかったですか。

議長（力石堅太郎君） どうですか。

農地係長（越田守君） はい、現地の方はぐるっと1周、非常に広大な面積ではありますけれども確認してきましたが、確認する限りでは、崩壊等の現場は見ておりませんでした。詳細に見たかと言われると、詳細には見ておりませんが、一回りしたところではそういう印象は感じられませんでした。

議長（力石堅太郎君） どうですか。

委員（杉山秀明君） はい、わかりました。

議長（力石堅太郎君） そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第31号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 32ページをお願いいたします。議案第32号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を

定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、33ページ、34ページになります。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。13番 小川 正孝 委員、お願いいたします。

報告委員（小川正孝君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。8月6日午後、箕輪班長、甲田委員と私の3名で、会長室において、農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、所有権移転による売買4件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請地の売買理由ですが、申請番号8番と9番は相手方要望で、10番と11番は、労力不足です。これらの申請地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった4件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を8月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小川委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第32号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第33号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）35ページをお願いいたします。議案第33号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり

り十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。36ページです。賃借権の合計は、2件、3筆、4,610平方メートルです。期間は、24番、25番共に10年です。37ページです。使用貸借の合計は、1件、1筆、7.16平方メートルです。前ページの25番と同じ場所で、くろ部分となります。期間は、10年です。賃借権の24番、_____さんが、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第33号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第34号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）38ページをお願いいたします。議案第34号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、39ページになります。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、4件です。申請番号21番から23番までの転用事由は、宅地分譲です。譲受人は同一で、農地を買い受けて8区画及び10区画分の宅地分譲事業を実施しようとするものです。申請番号24番は、普通住宅の建築です。譲受人が祖父から農地を借り受けて自己住宅を建築しようとするものですが、基礎部分の事前着工があったことから、始末書付きの申請となっています。申請地の場所ですが、申請番号21番は、福萬組南側の交差点から南に150メートル先の地点です。22番は、シャンブル十和田店の南側です。23番は、サンワ十和田店の南側です。24番は、公立もくもつく西側です。次に農地区分についてですが、申請番号21番から24番まではすべて都市計

画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（力石堅太郎君） 甲田委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第34号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第35号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 40ページをお願いいたします。議案第35号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとします。41ページです。この土地は、平成30年8月17日第5回総会報告31号で、農地と回答したことを報告しております。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第35号は承認することに

決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。
これをおもちまして、令和元年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。
誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————